

令和8年5月28日

保護者の皆様

近江八幡市立島小学校
校長 戸川 哲博

台風など非常変災時における対応措置について

平素は学校教育にご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、児童の安全確保を図るため、警報その他緊迫事態における対応措置について、下記の要領の通りとなりますのでご協力をお願いします。

記

1. 登校前において

(1) テレビ放送などにより、午前7時現在「特別警報」および「暴風を含む警報」が居住地域（滋賀県・近江八幡市）に出ている場合、学校は臨時休業(休み)になります。

午前7時現在 「特別警報」および「暴風を含む警報」発令 → 臨時休業（休み） 例…暴風警報、暴風雪警報、特別警報

※この場合は、原則として学校から休みの連絡はしません。

(2) 「暴風を含まない警報」が出ている場合は、臨時休業にはなりません。

大雨警報、洪水警報 など → 臨時休業にはなりません。

しかし、校区において登校時の危険が予測される場合は、始業時間を遅らせることや臨時休業とすることがあります。

- ① 始業時間を遅らせたり、臨時休業とする場合は、スマート連絡帳によりお知らせします。
- ② 連絡（お知らせ）がない場合は、通常通りの登校になります。
- ③ 各地域で登校が危険だと判断された場合、地域で相談の上自宅待機して、支部長さんから学校へ連絡をしてください。（鞆TEL 32-3510）

2. 登校後において

登校後における気象状況等の変化への対応は、関係機関と協議をして、学校で判断し、以下のような措置をとることがあります。

- ・終業時刻（下校時刻）を早くしたり、町別一斉下校をしたりすることがあります。
- ・状況によっては、給食を食べずに午前中に下校することがあります。
- ・通学バスや赤こんバスの乗車時刻変更になることがあります。

いずれの場合も、スマート連絡帳にてお知らせします。